

議 事 日 程

平成 31 年 4 月 26 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

専第 1 号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について

専第 2 号 東白川村の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正
する条例について

専第 3 号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

専第 4 号 東白川村単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める
条例の一部を改正する条例について

専第 5 号 平成 30 年度東白川村一般会計補正予算（第 8 号）

専第 6 号 平成 30 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

専第 7 号 平成 30 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

専第 8 号 平成 30 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 6 号）

専第 9 号 平成 30 年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 5 号）

専第 10 号 平成 30 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 6 号）

日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

専第 11 号 平成 31 年度東白川村一般会計補正予算（第 1 号）

専第 12 号 平成 31 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 議案第 25 号 工事請負契約の締結について

日程第 6 議案第 26 号 工事請負契約の締結について

日程第 7 同意第 3 号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員（7名）

1 番 安 江 真 治

2 番 安 保 泰 男

3 番 安 江 健 二

4 番 今 井 美 和

5 番 今 井 美 道

6 番 桂 川 一 喜

7 番 樋 口 春 市

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	教 育 長	神 戸 誠
参 事	安 江 誠	総 務 課 長	伊 藤 保 夫
村 民 課 長	今 井 明 徳	産 業 振 興 課 長	今 井 稔
地 域 振 興 課 長	桂 川 憲 生	建 設 環 境 課 長	有 田 尚 樹
教 育 課 長	安 江 任 弘	保 健 福 祉 課 長	安 江 透 雄
診 療 所 事 務 局 長	河 田 孝	会 計 管 理 者	今 井 英 樹

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 次 長	安 江 由 次
---------------	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから平成31年第1回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 安江健二君、4番 今井美和君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

◎承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから専第10号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）までの10件を専決関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。平成31年4月26日提出、東白川村長。

記1. 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（別紙）。

2. 東白川村の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。

3. 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

4. 東白川村単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について。

5. 平成 30 年度東白川村一般会計補正予算（第 8 号）。

6. 平成 30 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）。

7. 平成 30 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）。

8. 平成 30 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 6 号）。

9. 平成 30 年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 5 号）。

10. 平成 30 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 6 号）。

1 枚めくっていただきまして、東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

ということで、これは職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条文でございます。説明につきましては、新旧対照表で行わせていただきます。

1 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

ここでは、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第 8 条、正規の勤務時間以外の時間における勤務というところで、8 条の 3 項を新たに追加するものでございます。

これにつきましては、正規の勤務時間以外における勤務に対するということで、長時間勤務是正のために時間外勤務命令に上限を設けるための条文の追加をするものでございます。

それでは、戻っていただきまして、附則、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

1 枚おめくりいただきまして、専第 2 号。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。平成 31 年 3 月 29 日、東白川村長。

1. 東白川村の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。

1 枚はねていただきまして、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の条文がございますが、説明のほうについては、新旧対照表の 2 ページをお開きいただきたいと思ひます。

ここでは、公益的法人等へということで、社会福祉協議会等の公益的法人等への職員派遣に関する条例の第 4 条のところに、職員の手当がございます。その中に、現行が期末手当及び寒冷地手当とございますが、これにつきましては、新たな気象データに基づいて法改正がされまして、支給地域から本村が外れたため、寒冷地手当の廃止ということで、寒冷地手当を削除するものでございます。

それでは、本文に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

1 部おめくりいただきまして、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の本文でございますが、これにつきましても、新

旧対照表の3ページで説明をさせていただきます。

ここでは、特別職の給与の種類というところで、現行では第6条に寒冷地手当の記載がございますけれども、理由については前回と同じでございますが、支給地域から外れたということで、寒冷地手当の条文を廃止させていただくものでございます。

それでは、本文にお戻りいただきまして、附則、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

1枚めくっていただきまして、専第4号。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成31年3月29日、東白川村長。

1. 東白川村単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について。

おめくりいただきまして、改正本文が載っておりますが、これも説明につきましては、新旧対照表の4ページをごらんいただきたいと思います。

ここでは、単純な労務に雇用される職員の給与等を定めるものでございますが、第2条の1項の手当の欄に、現行、宿日直手当の後に寒冷地手当がございますが、今回、同じ理由によりまして寒冷地手当を削るものでございます。

それでは、本文にお戻りをいただきまして、附則、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

1ページめくっていただきまして、専第5号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第8号）。平成30年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,366万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,909万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成31年3月29日、東白川村長。

2ページから5ページの歳入歳出予算補正の朗読を省略し、6ページの第2表、繰越明許費の補正の説明をさせていただきます。

第2表 繰越明許費補正。

変更でございます。いずれも金額の変更でございますが、款、項、変更前、事業名、金額、変更後、事業名、金額を朗読させていただきますが、事業名については同じでございますので、変更前のみ朗読させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、変更前、事業名、CATV情報通信基盤施設FTTH整備事業、金額4億467万5,000円、変更後、金額4億77万9,000円、これについては設計の確定による減額でございます。

10 款教育費、2 項小学校費、変更前、事業名、小学校施設営繕費（小学校空調設備整備工事）、金額 2,331 万 6,000 円、変更後、1,990 万 6,000 円、これにつきましては、キュービクルの改修費の減によるものでございます。

10 款教育費、3 項中学校費、変更前、事業名、中学校施設営繕費（中学校空調設備整備工事）、金額 1,878 万円、変更後、金額 1,135 万 2,000 円、これにつきましては、キュービクルの交換工事がなしに済んだというものによります減額でございます。

続きまして、第 3 表 地方債補正の変更でございます。

起債の目的、変更前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。起債の方法、利率、償還の方法については、変更前、変更後同じでございますので、省略させていただきます。

それでは、起債の目的、過疎対策事業、変更前、限度額 7 億 150 万円、変更後、限度額 6 億 9,560 万円。過疎対策事業（ソフト）、変更前、限度額 3,910 万円、変更後、限度額 3,290 万円。学校教育施設等整備事業、変更前、限度額 3,820 万円、変更後、限度額 2,790 万円。詳細につきましては、歳入のところで説明をさせていただきます。

それでは、歳入歳出予算の事項別明細書の説明は省略させていただきます、11 ページ、歳入から説明のほうをさせていただきます。

2. 歳入。

12 款 1 項 8 目土木費使用料、補正額 3 万 8,000 円の減額でございます。これにつきましては、特定賃貸住宅の使用料の減でございます。

2 項手数料、4 目衛生費手数料、補正額 1 万 7,000 円の減額。これにつきましては、不燃ごみ袋が 1 万 5,000 円の減額。廃油回収容器の貸出手数料が 2,000 円の減額。これはいずれも決算見込みによる減でございます。

13 款 1 項 3 目民生費国庫負担金、補正額 18 万 2,000 円の追加。介護保険低所得者保険料軽減負担金 1 万 6,000 円の減額。児童手当交付金 19 万 8,000 円の増。介護保険の低額者のほうについては、額の確定によるものでございます。児童手当交付金につきましては、交付決定による増額でございます。

2 項 2 目総務費国庫補助金、補正額 556 万 2,000 円の減額でございます。地方創生推進交付金 21 万 1,000 円、これは決算見込みによるものでございます。ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化緊急対策事業補助金 587 万 9,000 円の減額でございます。これは、交付決定による減でございます。続きまして、個人番号カード交付事業費補助金 10 万 6,000 円の追加でございます。これについては額の確定による増でございます。

続きまして、6 目農林水産業費国庫補助金、補正額 6 万 4,000 円の減額でございます。これについては農山漁村振興交付金の額の確定による減でございます。

続きまして、3 項 3 目民生費国庫委託金、補正額 8,000 円の増額。これは、国民年金事務委託金の額確定による増が 8,000 円でございます。

14 款 1 項 3 目民生費県負担金、補正額 42 万 1,000 円の減額でございます。これにつきましては、

介護保険低所得者の保険料減額負担金、児童手当の手当負担金ということで、それぞれ額の確定による減額でございます。

1枚はねていただきまして、2項2目総務費県補助金、補正額36万1,000円の減額。説明のほうですが、自主運行バスの運行費補助金、額の確定による減額で36万1,000円でございます。

3目民生費県補助金、補正額105万6,000円の減額でございます。これにつきましては、福祉医療費助成事業の補助金の額確定による減でございます。

4目衛生費県補助金、補正額1万1,000円の減額。これにつきましては、大腸がん検診受診率向上事業補助金額確定による減額でございます。

6目農林水産業費県補助金、補正額143万8,000円の減額でございます。これにつきましては、地産地消事業の補助金6,000円の減は額確定によるものでございます。続きまして、林業費のほうの補助金でございますが、鳥獣捕獲管理の推進事業の補助金30万の減額と、県産材の販路拡大・競争力強化支援事業補助金113万2,000円、これもいずれも額確定による減額でございます。

14款3項2目総務費県委託金、補正額38万3,000円の減額でございます。これにつきましては、岐阜県議会議員選挙委託費について額の確定による減額でございます。

6目農林水産業費県委託金、補正額99万9,000円の減額でございます。これにつきましては、100年の森づくり計画策定事業の額確定による減でございます。

15款1項2目利子及び配当金、補正額1,000円。ふるさと思いやり基金の利子の分でございます。

16款1項1目一般寄附金、補正額53万円。一般寄附金、これは神土の安江繁人様ほか全5名の方からいただいた寄附金が53万円でございます。

2目指定寄附金、補正額160万3,000円。ふるさと思いやり基金の寄附金が2月、3月それぞれ受け付け分が141万3,000円。民生費の指定寄附金につきましては、社会福祉施設整備指定寄附金、2名の方からいただいた寄附金が19万円でございます。

17款1項1目財政調整基金繰入金、補正額1億2,000万円の減額。財政調整基金の繰入金の減でございます。

18款1項1目繰越金、補正額1億1,675万2,000円。前年度繰越金でございます。収支のバランスをとるものでございます。

1枚はねていただきまして、19款4項4目雑入、補正額9,000円。説明でございますが、がん検診料4万円の増。これは大腸がん検診の受診者の増額でございます。再商品化合理化拠出金、廃油販売代金につきましては、実績なしによる減額でございます。

20款1項3目民生債、補正額480万円の減額。これにつきましては、高齢者等外出支援事業が200万円の減額。あとこども等医療費260万円の減額、高校生通学支援事業20万円の減額。それぞれ事業費の確定に伴うものでございます。

4目衛生債、補正額200万円の減額。予防接種事業140万円の減額、ゴミ収集車更新事業60万円の減額。これにつきましても事業費の確定に伴う減でございます。

6目農林水産業債、補正額530万円の減額。中山間地域総合整備事業費、これにつきましてもそれぞれ額の確定による減額でございます。

10目教育債、補正額1,030万円。冷房施設対応臨時特例交付金の小・中学校の、これも事業費確定による減額でございます。

続きまして、歳出のほうに入らせていただきます。

1款1項1目議会費、補正額71万7,000円の減額でございます。議会運営費の議員期末手当の減額が71万7,000円でございます。

2款1項1目一般管理費、補正額2万7,000円。総務一般管理費、積立金がふるさと思いやり基金の積立金でございますが、2月、3月の積立金と利子を加えたものでございます。続きまして、総務管理費各種負担金、自主運行バス運行補助金が事業費の確定による補助金の減額ということで138万7,000円の減額でございます。

5目財産管理費9万8,000円の減額。これにつきましては、総合行政システム事業の福祉医療のシステム改修費ということで、改元に伴う委託料を予定しておりましたが、それがなくなつたということの減でございます。

6目企画費、補正額16万円の減。企画費一般、これは移住定住用のチラシ作成費の額確定による減でございます。続いて、官民協働のむらづくり体制構築事業、集落づくりの講師謝金、これも謝金の額確定による減でございます。

1枚めくっていただきまして、10目地域情報化事業費、補正額516万8,000円の減額でございます。これにつきましては、CATV機器管理運営事業、ネットワーク設定事業の委託料、これが事業費確定による減額で29万2,000円の減額でございます。CATV情報通信基盤施設FTTH整備事業、情報通信基盤の光化工事でございますけれども、実施設計の額確定による減額が487万6,000円の減でございます。

12目地方創生事業費、補正額178万3,000円の減額。地方創生の東白川ファンを核とした村内製品の販売促進事業、これについては、額確定に伴う財源補正でございます。続きまして、同じく地方創生の雇用促進奨励助成金13万円の減額、これも事業費確定による減でございます。続きまして、持続可能なネットワーク事業委託料、アンテナショップ業務委託料でございますが、これも事業費確定による減で65万1,000円。つちのこメンバーズカードにつきましても、カードのポイント還元をつちのこ商品券の事業費確定による減でございます。続きまして、林業・製材業・建築業担い手育成事業につきましては、これにつきましても、事業費の確定による減額ということで81万9,000円の減でございます。

続きまして、3項2目住民情報処理費、補正額147万5,000円の減額でございます。住民情報処理費で、住民基本台帳のネットワーク機器が事業費の確定による減ということで104万9,000円、あと負担金等でございますけれども、通知カード・個人カードの関連事務委任の交付金の額の決定により42万6,000円の減額でございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、補正額1万7,000円の追加でございます。これは、選挙管

理委員会の電算処理委託料の追加ということで、処理費の確定による増でございます。

7目岐阜県議会議員選挙費、補正額 26 万 9,000 円の減額でございます。これは、県議会議員選挙の事業費の確定に伴う、それぞれ報酬以下各種費用の減額で 26 万 9,000 円でございます。

1枚はねていただきまして、3款1項1目住民福祉費、補正額 171 万 3,000 円の減額。これにつきましては、国民年金事務費は事業費確定による財源補正でございます。国民健康保険特別会計繰出金 28 万円の減額でございます。これにつきましても、出産育児一時金の額確定による減額でございます。続きまして、後期高齢医療費の療養給付費の負担金の額確定による 143 万 3,000 円の減額でございます。

2目福祉医療費、補正額 472 万 1,000 円の減額でございます。これにつきましては、福祉医療のそれぞれ重度心身障害者医療費から父子の医療費につきまして、それぞれ決算見込みによります各医療費の減額で 472 万 1,000 円でございます。

3目保健福祉費、補正額 82 万 5,000 円の減額でございます。介護保険特別会計繰出金の事務費分が 108 万 3,000 円の減、あと介護保険の保険料の事業軽減分がそれぞれ 6 万 8,000 円ということで、これも事業費確定による繰出金の減額でございます。保健福祉費一般、社会福祉施設整備基金の積立金が 19 万ということで、2名の方から寄附をいただいた分を積み立てる分でございます。

4目老人福祉費、補正額ゼロ。これにつきましては、高齢者等外出支援事業の起債の額確定による財源補正でございます。

2項1目児童福祉総務費、補正額ゼロ。児童手当交付事業、子育て支援総合推進事業につきましては、それぞれ交付金の額確定による財源補正と、村債の増減によります財源補正でございます。

4款1項2目予防費、補正額 26 万 1,000 円、予防接種事業につきましては、起債の額の確定に伴う財源補正でございます。健康増進事業のがん検診でございますが、これは大腸がん検診の受診者増によります補助金の追加ということで 26 万 1,000 円でございます。

1枚めくっていただきまして、5目環境対策費、補正額 95 万円の減額でございます。これにつきましては、臨時職員の賃金のほうの決算見込みによりまして 95 万円の減額でございます。

6目の廃棄物対策費、補正額 20 万 9,000 円の減額でございます。これにつきましては、一般廃棄物対策費の資源回収の補助金の補助金額確定によります減額でございます。

6款1項3目農業振興費、補正額 2 万 1,000 円の減額でございます。これにつきましては、農業振興費各種補助金の地産地消事業の関係の補助金の額確定による減でございます。

4目農業構造改善事業費、補正額 23 万円の減額でございます。これにつきましては、農構施設の火災報知器の点検手数料のこれも額確定による減額が 13 万円と、公園化構想の修繕料が、修繕がなかったことによる 10 万円の減額でございます。

5目山村振興事業費、補正額 14 万 9,000 円の減額でございます。これにつきましては、施設修繕料の事業費確定による減額が 14 万 9,000 円でございます。農山漁村振興交付金事業につきましては、額確定による財源補正でございます。

7目農地費、補正額 25 万 4,000 円の減額でございます。これにつきましては、農地総務費の村

単農業用施設の整備工事が事業費確定による減額で 25 万 4,000 円でございます。

2 項 2 目林業振興費、補正額 390 万 7,000 円の減額でございます。一般林業振興費でオリパラ提供木材の受け渡し委託料が、これも事業費確定による減ということで 226 万 2,000 円、F S C 森林認証管理補助金につきましても、事業費確定による 45 万 7,000 円の減額、あと有害鳥獣捕獲事業、捕獲報償金につきましては、事業費確定による 10 万円の減。あと野猪捕獲柵購入補助金については、購入実績がないということで 18 万円の減額でございます。続きまして、100 年の森林づくり構想事業につきましては、調査委託料の額確定による 90 万 8,000 円の減額でございます。

7 款 1 項 1 目商工振興費、補正額 26 万 8,000 円の減額でございます。商工振興費一般で商工業設備資金の利子補給補助金と経営改善貸付利子補給補助金のそれぞれ額の確定によります 26 万 8,000 円の減額でございます。

2 目地域づくり推進費、補正額 55 万 7,000 円の減額でございます。交流事業で出展者の負担金の額確定による 10 万 7,000 円の減額、イメージアップ事業の委託料、シルバー人材センターの委託料、これについても額確定による 22 万 2,000 円の減額。あと、地域づくり事業の補助金、アンテナショップ等の物産展の事業についても、補助金の額確定による減額でございます。あと、村内製品の販売促進事業につきましては、宅郵便料金の事業費の確定による 10 万円の減額となっております。

8 款 2 項 1 目道路橋梁維持費、補正額 49 万 5,000 円の減額でございます。道路橋梁維持費の杉本 2 号線路側改良工事が事業費確定による 23 万 9,000 円の減額。あと負担金のほうで黒川東白川照明器具の電気代の負担金、これも額確定による 25 万 6,000 円の減額でございます。

3 項 1 目住宅管理費、補正額ゼロでございます。これについては、使用料減に伴う財源補正でございます。

1 枚おめくりいただきまして、4 項 1 目河川砂防費、補正額 13 万 1,000 円の減額でございます。河川砂防事業の河川維持修繕事業の事業費確定によります 13 万 1,000 円の減額でございます。

10 款 2 項 1 目学校管理費、補正額 292 万 6,000 円の減額でございます。これは小学校の空調の設備工事のキュービクルの改修工事の事業費の減による 292 万 6,000 円でございます。

10 款 3 項 1 目学校管理費、補正額 694 万 4,000 円、中学校施設営繕費の中学校の空調設備工事でございますが、キュービクルの交換がなかったことによります工事費の減額が 694 万 4,000 円でございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

専第 6 号 平成 30 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）。平成 30 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,354 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3,494 万 2,000 円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成31年3月29日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきますので、お願いいたします。

7ページです。

2. 歳入。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額は4,182万円の減額でございます。説明を見ていただきまして、1節の普通交付金につきましては4,300万円の減額、これは県の決算見込みによります減額でございます。2節の特別交付金につきましては、県の繰入金（2号分）につきましては103万8,000円の増、特定健診の負担金につきましては14万2,000円の増ということで、こちらは2つとも県の額の確定によります増額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額は28万円の減額でございます。説明欄を見ていただきまして、こちらのほうは出産育児一時金の繰り入れ分がお一人分予算よりも少なかったということで、1人分の減額をさせていただくものでございます。

2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額は786万4,000円の減額でございます。基金の繰り入れを行わないものでございます。

6款1項1目繰越金、補正額は641万9,000円の増ということで、こちらのほうで収支のバランスをとっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

3. 歳出。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額は3,500万円の減でございます。

続いて、2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額は800万円の減ということで、この2つを足しますと4,300万円になりまして、県からの普通交付金の額の減額と全く同じになるということでございます。こちら県も県の決算見込みによる減額でございます。

2款4項1目出産育児一時金、補正額は42万円の減ということで、3人を見込んでおったんですけれども、お二人だったということで、1人分の補助金を減額させていただくものでございます。

5款2項1目特定健康診査等事業費、補正額は12万5,000円の減でございます。説明欄を見ていただきまして、今回、保健指導の委託料を準備しておったんですけれども、指導を希望される方がいなかったということで、事業費の12万5,000円を減額させていただくものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

専第7号 平成30年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第4号）。平成30年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ183万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,537万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成31年3月29日、東白川村長。

こちらのほうも2ページからの歳入歳出予算補正と、事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

3款2項5目介護保険事務費補助金、補正額は75万5,000円の減額でございます。説明欄を見ていただきまして、システム改修の補助金が予定されていたんですけども、額の確定によります減額でございます。

6款1項4目事務費繰入金、補正額は108万3,000円の減額でございます。事務費のほうでシステム改修の繰り入れを予定しておりましたが、額が確定しましたので、減額させていただくものがございます。

5目介護保険料軽減事業繰入金、補正額は6万8,000円の増ということで、こちらのほうは、第1段階の保険料軽減分の額の確定によります増額でございます。

7款1項1目繰越金、補正額は6万8,000円の減でございます。収支のバランスをとるものがございます。

次のページを見ていただきまして、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額は183万8,000円の減額ということで、システム改修が完了したためによります事業費の減額でございます。

介護保険は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

専第8号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）。平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ416万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,473万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成31年3月29日提出、東白川村長。

済みません、2ページから6ページを省略し、7ページをごらんください。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額416万3,000円の減、前年度繰越金です。収支のバランスをとらせていただきます。

続いて、8ページをごらんください。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額 98万9,000円の減。説明をごらんください。公課費、消費税納付金の確定によるものです。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額 25万4,000円の減。説明をごらんください。工事請負費、国道256号道路改良事業に伴う配水管布設替工事の事業費確定によるものでございます。

続いて、3款1項1目施設維持管理費、補正額 292万円の減。説明をごらんください。施設維持管理費、委託料、水道施設維持管理整備委託料 38万1,000円の減。水道施設保守点検委託料 42万7,000円の減。ともに事業費の確定でございませう。続いて工事請負費、施設修繕工事 211万2,000円の減、需用費の確定でございませう。

続いて、下水道特別会計をごらんください。

専第9号 平成30年度東白川村下水道特別会計補正予算（第5号）。平成30年度東白川村下水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 34万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,539万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成31年3月29日提出、東白川村長。

これも2ページから6ページを省略し、7ページをごらんください。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額 34万円の減。前年度繰越金です。収支のバランスをとらせていただきます。

8ページをごらんください。

3. 歳出。

2款1項1目施設維持管理費、補正額 34万円の減。説明をごらんください。役務費、手数料、汚泥引抜料の確定でございませう。

よろしくお願ひします。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

専第10号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）。平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27万円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億773万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成31年3月29日、東白川村長。

2ページ、3ページ、第1表 歳入歳出予算補正の朗読と5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

8款1項1目指定寄附金ですが、補正額27万円。診療所施設整備指定寄附金として、西洞の安江吉信様ほか3人の方からいただいたものでございます。

歳出のほうでございます。

3款1項1目基金積立金でございますが、補正額27万円。基金積立金、医療設備等整備基金に27万円を積み立てるものでございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

専決ということで、補正予算のほうはあれなんですけれども、条例、専1号から専4号が3月の定例会でできなかったということで、今回の臨時会の専決になった理由をお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

専第1号の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例につきましては、3月の議会の後の全協で説明をさせて御了解をいただいたところでございますが、県からの準則が3月定例会後に来たということで、ちょっと間に合わなかったということで、専決をさせていただいてもよろしいかということでさせていただきまして、最終、村長判断で専決処分で行うということにさせていただきました関係でございます。

あと、そのほかの条例につきましては、寒冷地手当の整理でございますが、大変これは申しわけなかったんですが、3月には職員の給与条例のみをやらせていただいて、ちょっと調査不足で、後から調べましたら、このほかの3つの条例につきましても寒冷地手当の条文がありましたので、ちょっと調査不足ということで申しわけなかったんですが、平成30年の施行ということでございましたので、何とか年度内に処理をしたいということで専決処分をさせていただいたものでございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

済みません、ちょっと見方が悪いかもしれませんが、16ページの歳出のところ、一般管理費のところ、計算は合っていると思いますけれども、138万7,000円と141万4,000円の説明の欄がちょっと食い違うんじゃないかと思いますが、ちょっと見てください。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

この補正の資料につきましては、自治法の様式にのっとってつくっておるわけなんです、右のほうからいきまして説明のところにつきましては、それぞれ事業ごとに整理がされております。その左隣の節につきましては、目ごとに整理がされておまして、この目の左から3つ目の補正額2万7,000円の節の内訳として事業ごとではなくて、節全体の内訳として出ておりますので、ちょっと大変見にくいんですけども、法令でこういう様式になっておりますので、1個飛んで財源内訳と説明が横の関係は連動しておるんですが、節だけ連動していない様式になっております。その節につきましては、補正額のところと連動しておりますので、この138万7,000円、マイナスですね、それと141万4,000円を差し引きしていただいたものが2万7,000円と連動しておると。この2万7,000円の内訳が1個飛んだこの節に出てきておるといっていただければと思いますが、おわかりいただけますでしょうか。

補正の額が2万7,000円ございまして、それと連動しておるのが節のところ、補正の財源の内訳を飛んでいただきまして節と連動しておまして、その合計額、2万7,000円の合計というのが節ごとで19節のほうで138万7,000円の減です、25節の積立金で140万円の増ですので、その差し引き、合計額が2万7,000円と出てまいりますので、目の一般管理費の合計としては2万7,000円の追加ということになりますけれども、その内訳は節になっております。

この節につきましては、説明欄とは連動しておりませんので、ちょっと変な感じなんです、説明欄と財源補正の間に何か割り込んだような表になっておりますので、ちょっとそういう見方でお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第1号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから専第10号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）までの10件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第1号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから専第10号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）までの10件については、原案のとおり承認されました。

◎承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第11号 平成31年度東白川村一般会計補正予算（第1号）から専第12号 平成31年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの2件を専決関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

専第11号 平成31年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。平成31年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ255万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,355万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成31年4月10日、東白川村長。

2ページから3ページの歳入歳出予算補正の朗読と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略し、7ページの歳入から説明のほうをさせていただきます。

2. 歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額237万3,000円、普通交付税237万3,000円。収支のバランスをとるものでございます。

13款2項4目衛生費国庫補助金、補正額18万6,000円、感染症予防事業等補助金。風疹の定期接種の抗体検査分の補助でございませぬ。

次のページの歳出でございませぬ。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額38万円の追加。説明欄でございませぬけれども、保健衛生

総務費一般、委託料、健康管理システム改修委託料 38 万円。これについてはシステムの改修で、クーポン券の発行等の改修費になります。

続きまして、2 目予防費、補正額 109 万 5,000 円。説明欄でございますが、予防接種事業、手数料、審査支払手数料 4 万 2,000 円。これは国保連への支払手数料でございます。委託料、風しん抗体検査委託料 37 万 3,000 円と、風しんワクチン接種委託料、これが 70 人分の国保連への委託料でございます。

7 款 1 項 2 目地域づくり推進費、補正額 108 万 4,000 円。説明欄でございますが、つちのこ館駐車場陥没部修繕工事ということで、つちのこ館の駐車場の一部が陥没をしております、つちのこフェスタの来場等に支障を来すということで工事を行うものでございます。続きまして、こもれびの里総合管理事業の味彩の厨房設備の補助金でございますけれども、味彩の食器洗浄機が破損しまして、その購入の補助を行うものでございます。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

専第 12 号 平成 31 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 1 号）。平成 31 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 7,395 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。平成 31 年 4 月 10 日、東白川村長。

2 ページ、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正の朗読と 5 ページ、6 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、7 ページの歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

1 款 1 項 4 目保健予防活動収益、補正額 15 万 1,000 円の増額。先ほど一般会計の保健衛生費の補正で説明がありましたが、風疹抗体の検査料、ワクチン接種料の 10 人分を計上したものでございます。

次に、8 ページの歳出でございますが、2 款 1 項 2 目医療管理費 15 万 1,000 円、これにつきましては、医薬材料費として風疹抗体ワクチンの購入に充てるものでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4 番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

8ページの風疹の予防費のことなんですけど、委託料として風疹のワクチンの接種委託料 68 万円が、今の説明で 70 人分ということで説明をいただいたんですけど、もちろん当初予算でなければいかなかったものなので、今、専決処分は仕方がないと思うんですけど、この 70 人分と指定した理由をお知らせください。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（安江透雄君）

今、質問のありました 70 人分のことですが、対象者が昭和 37 年の 4 月 2 日から昭和 54 年の 4 月 1 日までの方、3 年間で対象ということになっておりまして、対象者をリストアップしてみると 215 人ほど東白川村で対象があるということになりましたが、厚生労働省のほうで、来年度は昭和 47 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月までの方を第 1 期として対象とするという指示が出ておりまして、その間の対象者を調べたところ、70 人ほどだったということになっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ちなみに、この風疹ワクチンの国からのクーポン券というのが配られると思うんですけども、それはいつごろから配られるようになっているのでしょうか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄。

○保健福祉課長（安江透雄君）

クーポン券という名前がついておりますが、実際はお知らせの通知になります。それを国のほうがクーポン券と呼んでおりますが、その電算処理が 6 月に行われる予定でありますので、それ以後になると思います。

それは多分、東白川村だけではなくて、県下そういう形になると思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6 番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回の専決処分について、ちょっと根本的な質問をさせていただきます。

地方自治法の第 79 条には、明確に専決処分ができる場合というのは、4 つの場合が許可されていますけれども、まず 1 は議会が成立しないとき。当然、解散してあったり、それから選挙で選ばれた人数が定数に満たないとき等は当然議会は開催できませんので、成立しないとき。この場合は

今回は該当しないと思います。それから、その次、第2には、法第113条ただし書きの場合において、なお、会議を開くことができないときと書いてありますが、これはどういうときかといいますと、招集をかけたにもかかわらず、議員が集まらなかった等で開催できなかったときに、そのときはもう仕方がない、村長としては専決してもいいだろうということ。それから、(3)はちょっと後で説明します。(4)は、議会が議決すべき事件を議決しないとき。要は招集して議会は開かれたものの、村長が提案された議案について、結局、採決しない。いつまでたっても決めようとしなない場合については、もうほっておいて村長が専決してもいい。ここまでは、今回の要件には値しませんので、問題は(3)です。

3番目の町村長が議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときとなっております。この場合ですけれども、問題は、今回の専決、特に31年度の予算についてですけれども、専決をするという決断に至るまでの間に議会を招集できないという、本当に明確的な時間的余裕がなかったという合理的な説明がいただけるかどうか。

もう一個は、そもそも議会を招集しようという努力をなされたかどうか。その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今、御説明いただいた要綱には、読み取ると、じゃあ努力を怠ったんじゃないかという御指摘かなと思いますけれども、慣例上、議会との協議の中で、この2件については、2件というのは、風疹の関係と、それからゴールデンウィーク前までに実施をしたいということで、努力をしなかったということではないわけですが、議長とも相談の上、これは、これの金額なら専決をさせていただいて、4月の臨時議会の契約議決は予定をされておりましたので、そのときにやるほうが皆様方の労力をかけないで済むというような判断でやって、これは書いてあることと違うんじゃないかということをおっしゃれば、何とも言えませんが、慣例上、このぐらいの専決はやらせていただきたいという私の思いでやったということで、それで、それは規則違反とおっしゃられるのなら、全く申しわけないとなるんですけど、慣例上、4月の早期にすぐ議会を開くということも大変ということもあってさせていただいたと、この理由しかありません。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

この場合ですけれども、議論の余地があるかないかということが一番重要になっておりまして、結局、この自治法の第79条をもう一回よく読みますと、どんな事柄においても基本的には議論すべき、要は議会の議論の上で決定すべき。ただし、間に合わないときに限って行くんです。でも、

今回の案件の、特にワクチンでありますとか、これはこっちが議論することもなく決定しなきゃいけないので、幾ら議論を重ねたところで認めざるを得ませんが、それ以外の商工費に関しましては、これは議論の余地がないと勝手に決めつけられること自体が矛盾していますので、まずはこれは議論の必要性があるものだと思います。

それに対して、今度は緊急性がどうかという問題につきましても、実は地方自治法の179条の専決の部分には、中身の緊急性については一言もうたってありません。あくまでも議会は開くべき。とにかく開くべきだけど、結果を求めるために議会を開く暇がない、時間がないときに限って専決してもいいという意味が書いてありまして、中身の重要性を村長が判断されて専決をしていいということは実ほうたっていないんです。

だから、今回の場合ですと、中身についての議論を私たちに一切投げかけることもなくではなくて、中身を議論する時間がないという判断を村長がなされたというのが実は結果なんです。

慣例によりますと言いますけれども、例えば慣例の中によくありますのは、災害が起きているとき、要は災害が起きている最中に、そもそも議会というものを招集しようと思っても、議会というものの自体が機能しないようなとき、これは時間的余裕はないので専決を認める。それは災害というものに対しての専決を認めるんじゃないなくて、災害の最中においては議会を開くことができないという時間的制約の中であえて専決を認めるというのが179条の趣旨でありますので、慣例に基づいて法を曲げるというのは、実は決して姿勢としてはよろしくないのもう一度ちょっと村長にお伺いします。

今回、どんな理由があろうとも、議会が開けなかった合理的な説明を一言だけいただけないかと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

合理的な理由としては、日程上の問題であります。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回の専決処分について、反対の立場で討論させていただきます。

専決処分ですので、ここの反対討論を行ったからといって、今回の決定について何ら影響はない

ことを承知の上で討論させていただきます。

地方自治法の姿勢からいいますと、もし村長が時間的な余裕がないということを主観的な立場で判断がされただけで、招集しないまま専決をされるということは、議会が行う最大の決定協議権というものを侵しているだろうということをあえて今後のために、記録としても残したいために討論させていただきます。

今回の村長の説明では、時間的に余裕がなくて議会が招集できないという合理的な説明には少し物足りないのを感じますので、今後、このようなことが起きたときに、万が一専決で決められることを否定するものではありません。専決で決められたときには、どうしても時間的な余裕がなくて議会が開けなかった、もしくは招集をかけたけれど、議員がとてとても集まれるような余裕がなくて議会が成立しなかった、このどちらかを選択していただく中で、あえて村長を専決という形であらわしていただく、今後の議会運営に関しての気持ちも含めまして、今回の承認につきまして、一応その立場から承認はしたくない、できませんという立場で反対の討論をさせていただきます。以上です。

○議長（樋口春市君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

賛成の立場から一言申し上げますが、今、6番議員が言ったこともごもっともなんですけれども、とりあえずは専決ということで、村民に対して安心・安全な暮らしを守るために予防費や、風疹に関してですけど、既に出さなきゃいけないものが出ていなかったということで、村がこれを出すと結論を専決ということでやられたことは問題ないと思います。

それに商工費に関して、急を要したということで、説明がしっかりあればよかったんですけども、それでも急を要するというので、私はそれを認めようと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

私も賛成の立場から意見を申します。

今、6番議員のほうからは、専決ということについての投げかけという部分が多かったわけですので、今回の専決の承認ということ自体の、それぞれの分野の内容については、今回は何も問題ないというふうに考えますので、賛成ということで一言申し添えます。

○議長（樋口春市君）

それでは、ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これから、専第 11 号 平成 31 年度東白川村一般会計補正予算（第 1 号）から専第 12 号 平成 31 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 1 号）までの 2 件を一括して採決をいたします。お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「起立採決」と呼ぶ者あり]

起立採決といたします。

賛成の方は御起立をお願いします。

[賛成者起立]

多数起立です。お座りください。異議なしと認めます。したがって、専第 11 号 平成 31 年度東白川村一般会計補正予算（第 1 号）から専第 12 号 平成 31 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 1 号）までの 2 件については、原案のとおり承認されました。

◎議案第 25 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第 5、議案第 25 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

議案第 25 号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。平成 31 年 4 月 26 日提出、東白川村長。

記 1. 契約の目的、東白川村情報基盤施設光化工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額、2 億 9,360 万 1,000 円。4. 契約の相手方、a n d 株式会社、岐阜県高山市上岡本町 5 丁目 579 番地、代表取締役 熊本直樹。5. 工事の場所、東白川村全域。

あわせて別冊の説明資料の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 25 号 工事請負契約の締結について。

工事名、工事場所を省略いたしまして、工期、本契約日から平成 32 年 1 月 31 日。

工事概要、工事の事業目的、H F C 施設である東白川村情報基盤施設を光化し、4 K ・ 8 K 放送の伝送、インターネットの高速化、施設の耐災害性の向上を図る。事業規模、センター設備一式。光ケーブル約 100 キロ新設。同軸ケーブル撤去。

指名業者につきましては、列記しました 5 件を指名いたしました。受注しました a n d 株式会社につきましては、従来の旧会社名が三愛通信株式会社と申しまして、東白川村の災害施設の場合の災害復旧を行っておりました工事会社でございます。昨年、a n d 株式会社に改名をいたしております。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 25 号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 26 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第 6、議案第 26 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

議案第 26 号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。平成 31 年 4 月 26 日提出、東白川村長。

記 1. 契約の目的、東白川村国保診療所及び老健施設外構 2 期工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額、6,182 万円。4. 契約の相手方、岐阜県加茂郡東白川村越原 1351 番地、株式会社立保、代表取締役 安江将利。5. 工事の場所、東白川村五加下野地内。

別冊の説明資料の 2 ページ目をごらんください。

議案第 26 号 工事請負契約の締結についてということで御説明をいたします。

工事名と工事場所につきましては略させていただきますが、工期でございますが、本契約日から 2019 年 11 月 29 日まででございます。

工事の概要でございますが、本工事は現在建築中の東白川村国保診療所及び老健施設の敷地内の排水側溝工、舗装工、植栽工等を実施するものである。

道路土工ですが、掘削工が 780 立方メートル、盛土工が 380 立方メートル、残土処分が 510 立方メートル。

排水構造物工、機械床掘が 380 立方メートル、機械埋戻が 200 立方メートル、側溝工が 284 メーター。

集水柵工については、N=6カ所でございます。

舗装工がアスファルト舗装A=6,670 平方メートル、縁石工がL=198 メートル、区画線工がL=403 メートル。

植栽工につきましては、1式でございます。

今回の入札の指名業者は、そこでございます5社ということでございます。

1枚はねていただきますと、工事の平面図が一番最初に載せてございますし、舗装工の展開図と植栽工の平面図ということで載せさせてもらっております。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 26 号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎同意第 3 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第 7、同意第 3 号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第3号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村監査委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成31年4月26日提出、東白川村長。

記、氏名、安江弘企。生年月日、昭和28年6月23日生まれ。住所、加茂郡東白川村五加910番地。

このたび5月9日で4年の任期を迎えられます安江弘企氏であります。再任をお願いしましたところ、お引き受けをいただけることになりました。安江弘企氏におかれましては、皆様御承知のとおり、行政経験も豊富で監査業務にも精通されており、識見を有する監査委員として適任であります。以上の理由から推薦をしたいと思っておりますので、何とぞ御同意賜りますよう提案させていただきます。以上であります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第3号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第3号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

これで本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成31年第1回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員